

城陽市障がい者自立支援協議会

第 17 回 サービス調整検討部会報告書

平成 27 年 1 月 23 日

報告者 部会長 障害者生活支援センターはーもにい 妻木京子

標記について下記のとおり報告します。

日 時	平成 27 年 1 月 9 日
場 所	城陽市福祉センター
出席者	城陽市障害福祉課、城陽市社会福祉協議会訪問介護センター、 障害者支援施設あんびしゃ、ものづくりスペースみんななかま 指定居宅介護事業所チャレンジ、ヘルパーステーションそらいろ、 相談支援事業所TOMO、相談支援事業所リーフ、南京都病院（療育指導室）、 障害者生活サポートひこうき雲、ワークショップ野の花、 知的障害者デイサービスセンターあつぷ、身体障害者デイサービスセンターすいんぐ、 障害者生活支援センターはーもにい
検討課題	就労B型事業所でマンツーマン対応の必要な人の支援の方法と制度上の課題

【議事録】

1 ケース紹介

就労継続支援 B 型を利用中の男性。20 歳前に統合失調症を発症し、これまで 10 回程度入退院を繰り返してきている。これまで、社会適用訓練事業を利用したり、何か所も一般企業に就職したが、皆短期間で辞めている。作業所も何回か替えている。現作業所でも退所希望を何度も出してきた。現在両親と同居し、利用しているサービスは就労継続支援 B 型のみ。生活能力も低くなく、就労意欲も作業能力もある。

自分の思いをすぐに人に伝えないと気が済まないという課題があり、事業所ではご本人の要望に応えられるようにマンツーマンでスタッフが付いて作業を行っている。帰宅後も作業所宛てに夜間にメールが来ることもある。メールに対しては、返信はせずに翌日に直接話を聞くようにしている。

作業内容に関する確認や提案をしてこられることも多いが、それを受け入れてもらえないと本人は自分自身に対する否定として受け止め、被害妄想に発展してしまう。

本人の訴えに対して作業所側は、傾聴と肯定的支持を行う姿勢で対応している。しかしそれでも、時々辞めたいという訴えがあることから、今の支援の方法について他機関の意見が聞きたいということ。

また、ご本人はマンツーマンでスタッフが付けば仕事ができるので、ボランティアスタッフをつけて対応しているが、事業所の体制として厳しい現状がある。区分が低く、重度加算もつかない利用者到手厚い支援が必要な場合、何か制度上の仕組みでフォローはないか。

2 事業所からの課題

- ① 本ケースに対するマンツーマン対応の支援方法について
- ② マンツーマン支援を必要とする利用者を受け入れるための事業所の現状と問題の共有

3 意見交換

① について

- ・辞めますと言っては必ず戻ってくる、それはこれまでと違って自分の理解者ができたこと、戻るところができたということで、だから途切れ途切れでも通所できているのではないか。
- ・これまで入退院を繰り返してきた人が、話を聞いてもらえる場ができたから入院せずに済んでいるとも考えられる。
- ・夜間メールをしなければどうなるのか、メールでの返答はせず直接話を聞くようにしているのであれば、本人にちゃんと返信しないことを伝えるべき。メールアドレスを伝える必要があったのか。
- ・メールの使い方は、思いを外に出すという意味で本人に安定をもたらす効果にはつながっているのではないか。本人も返信がないことに不満を訴えてはいない。
- ・本人が今後どうなりたいと思っているのか。どこまで目指せる人なのか、それによっても支援の目指すところは変わってくる。
- ・いつも本人に OK を言ってくれる人がいないと過ごせないというのは本当は本人がしんどいはず。このままでは、いつも自分のことを肯定してくれる人がいるところでしか本人は過ごせない。この後ステップアップ考えていくとしたら、どういう支援が必要なのか。
- ・その課題に取り組むのであれば事業所の中で構造化をはかってみてはどうか。

② について ※本ケースにマンツーマン対応が必要か否かは一旦おいておく。マンツーマン対応が必要な利用者の受け入れについての現状を検討課題とする。

- ・基本的に、個別対応が必要な人は受け入れていない。職員体制上受け入れは不可能。
- ・ほぼ 1 対 1 に近い状態で日中の支援を行っている。ボランティアも以前より少なくなり、ほとんど職員で対応。重度心身障害者が中心であるため重度加算はついている。気を付けている点として、マンツーマン対応は行っているが、一利用者に対し特定の職員でしか対応できないことにならないよう日頃から気を付けている。
- ・以前の障害程度区分から障害支援区分に変わった。認定調査員に、支援の必要の程度に応じた区分を出してほしい。
- ・事業所の採算上、職員だけでは個別対応が難しい場合に、ボランティアの協力を得る場合があるが、ボランティアの使い方も難しい点がある。ボランティアさんにどこまでお願いできるのか、どこまで負荷と責任を負わせられるのか。
- ・基本的に、本来職員業務である部分をボランティアに委ねるといことはしない。

4 まとめ

- ・常に自分の思いや考えに対する肯定的支持がないと過ごせないというケースに対し、傾聴を基本としたマンツーマン対応の支援意義について検討した。他ではつながりを持てなかったにも関わらず、今

の作業所は継続できており、事業所の傾聴姿勢による肯定的支持が本人に居場所を作ったと言える。今後、本人がステップアップを目指す場合、常に自分を肯定してくれる環境でないと過ごせないということは課題となる。先を目指していくのであれば、事業所の中で構造化を行い、本人が自分の課題に向き合っていける支援を考えなければならない。

・日常的に介護の必要が少ない人や、顕著な行動障がいがないような人は重度加算がつかない。そのような利用者のマンツーマン対応での受け入れは、事業所はボランティアを受け入れるなどして努力しているのが現状。総合支援法に移行し、障害程度区分が障害支援区分に変わった。認定調査で支援の必要程度を十分に反映し、必要な支援を提供できるよう事業所の環境整備に向けていく必要がある。

以上